

～保険外併用療養費について～

国際医療福祉大学熱海病院では健康保険法に基づいて、初診時に保険外併用療養費を徴収させて頂いております。

保険外併用療養費：1,080 円（医科・歯科別）

◆保険外併用療養費とは

国（厚生労働省）が「初期治療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担の推進とかかりつけ医の推奨を図るために定めた制度であり、他の医療機関などからの紹介状なしに「200床以上の病院」において初診で受診した場合は、通常の医療費のほかに病院が定めた金額を徴収できるといえるものです。

◆初診時に保険外併用療養費のご負担が必要な場合

- 当院受診が初めてで、他の医療機関の紹介状をお持ちでない場合
- 今回の受診が今までの診療と同一病名同一症状であるが、患者様が任意で診療を中止して再度受診した場合
- 傷病が一旦治癒もしくは治癒に近い状態までになり、その後再発した場合

国際医療福祉大学熱海病院
病院長